



よさの

第34号 R1.9発行

編集発行

与謝野町農業委員会

広報編集委員会

与謝郡与謝野町字加悦433番地
(加悦庁舎2階)

TEL:0772-43-9023 (直通)



9月3日、桑飼小学校の2、5年生の児童19人が、温江の田んぼで、農業者組織「あつえ夢ファーム」の皆さんの協力を受け、稲刈り体験を行いました。初めて使う鎌に戸惑う児童もいましたが、すぐにコツをつかみ順調に稲を刈り取りました。刈り取った稲は天日干しをするため束ねて稲木に干されました。収穫した稲は児童が5月に植えたもので、11月にはこのお米を使って「ばら寿司づくり」に挑戦する予定です。

【目次】

与謝野ホップ収穫体験	2
与謝野産ホップ使用クラフトビール販売第三弾	2
与謝野産ホップ栽培と与謝野産ホップで作った ビールが飲めるお店	2
不要な柿の木は伐採しましょう	2

京都府立農業大学校令和2年度学生募集	3
認定農業者会と山添町長との意見交換会	3
農業者年金、与謝野町農業ポータルサイト	3
農地転用、形状変更の申請に係る取扱いの変更	4
多面的機能支払交付金事業に係るお知らせ	4
農業委員の交代、編集後記	4

与謝野ホップ収穫体験

7月20日(土)、27日(土)の2日間、金屋にあるホップ栽培ほ場で収穫体験が開催され、京阪神や関東など遠方から多くの参加者がありました。

この体験では、ホップほ場の見学や摘み取り、町内在住のビアジャーナリスト藤原ヒロユキ氏による講話、そして、参加者と関係者による交流会が行われ賑わっていました。

今回のイベントを通じて目的であったホップ産地としての認知度向上、そして与謝野産ホップのファン創出につながったと思います。

与謝野産ホップ使用クラフトビールの販売 第三弾!!

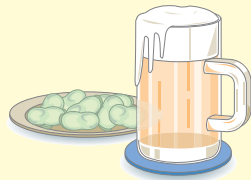
京都与謝野ホップ生産者組合では、町内の方に与謝野産ホップを使用したビールを味わってもらおうと今年も町内限定、数量限定で販売されました。

一昨年は「与謝野絶景ビール」、昨年は「YOSANO AMBER LAGER」、そして第三弾となる今年は「与謝野ハレバレゴールデンビール」と名付けられました。

与謝野産ホップの香りを活かしたクリアで



爽快な味わいは、名前のおり一口飲んだだけで気分晴れ晴れという感じでした。



与謝野産ホップの栽培と与謝野産ホップで作ったビールが飲めるお店

平成27年から約30aのほ場で栽培が始まり、今年で5年目を迎えています。

今年の収穫量(8月31日現在)は1トン弱で初年度と比較して5倍、栽培面積は4倍と年々拡大しています。収穫されたホップは全国の小規模醸造所に出荷されています。

店名	ビールの名前
SVB京都(京都市)	京の初摘みホップ、京都YOSANO IPA
京都醸造TAP ROOM(京都市)	与謝野の飛躍
KYOTO BEER LAB(京都市)	京漬物サワー、新茶ゴールデンエール
湘南ビール(神奈川県)	フレッシュホップIPA

※主なものを掲載

不要な柿の木は伐採しましょう! ～熊は柿を求めて集落内を徘徊しています～

近年、集落内の柿の木に登る熊や糞などの目撃・形跡情報が多数報告されています。熊はいつでもへ出没するかわかりませんので、集落内での熊との不慮の事故を防ぐためにも収穫を行わない不要な柿の木は伐採しましょう。

また、落ちた柿の実も食べに来るので、早めに拾うようにしましょう。

もし、熊を見付けた場合は、決して近づかず、すぐに役場農林課(☎43-9023)へ連絡してください。熊の目撃・形跡情報は安全対策の重要な情報ですので、情報提供をお願いします。



京都府立農業大学校 令和2年度学生募集

《願書受付期間及び試験日》

- 【推薦】 [受付] 令和元年9月24日(火)～10月7日(月)
 [試験] 10月25日(金) 10時00分～
- 【1期】 [受付] 令和元年11月18日(月)～11月29日(金)
 [試験] 12月17日(火) 9時20分～
- 【2期】 [受付] 令和2年1月15日(水)～1月28日(火)
 [試験] 2月14日(金) 9時20分～
- 【3期】 [受付] 令和2年2月17日(月)～3月2日(月)
 [試験] 3月13日(金) 9時20分～



詳しくは、京都府立農業大学校 塩見
 (☎0773-48-0321) まで。
 ※高校、大学、市町村、JA等の長の
 推薦による出願が可能です。

認定農業者会と

山添町長との

意見交換会が
 行われました。

7月24日(水)に、認定農業者
 会会員と山添町長との意見交
 換会が行われました。主な内
 容は、豆っこ肥料の保管場所
 の確保、SOFIXの結果も
 含めた豆っこ肥料の改良、獣
 害フェンスの維持管理及び新
 規就農者への補助金の確保等
 の要望でした。
 町長と直接対話することが
 でき、会員にとってはとても
 有意義な時間となりました。
 今回の要望事項が今後の農
 業施策に反映されることを望
 んでおります。



農業者年金は

メリットがいっぱい!!

- ・積立方式なので安心!
- ・支払った保険料は全額社会保険料控除の対象!
- ・一定要件を満たす農業者には保険料の国庫補助あり!
- ・一定の金額の範囲で保険料を自由に決定!
- ・80歳までの保証付き!

《加入要件》

- ・国民年金第1号被保険者であること
- ・年齢が20歳以上60歳未満であること
- ・年間60日以上農業に従事していること

ぜひ皆さんも
 加入しましょう!!

まずは、JA又は農業委員会
 事務局(☎43-
 9023)にご
 相談ください。



与謝野町の農業が分かる
 ポータルサイト

YOSANO AGRICYCLE

町内の農業の取組から日々のお知らせまで知りたい農業情報が満載のホームページです。ぜひご覧ください!!



農地転用及び農地形状変更の申請に係る取扱いを一部変更しました

与謝野町農業委員会では、以下のとおり変更を行うこととしましたのでお知らせします。

1. 農地転用の申請や形状変更の届出をする場合の隣接農地所有者の承諾を得る範囲

(申請地と隣接農地の間に農道等有る場合)

【変更前】 その農道等が舗装済の場合は承諾書不要、未舗装の場合は承諾書必要

【変更後】 その農道等が農作業車（軽トラ程度）の通行可能な道路幅である場合は承諾書不要

2. 農地の形状を変更する場合の農業委員会へ届出が必要な範囲

【変更前】 10cmを超える農地の嵩上や嵩下げの場合、届出が必要。ただし、畔取りのみの場合は届出不要。

【変更後】 農地の形状を少しでも変更する場合は、程度に関係なく全て農業委員会への届出が必要。また畔取りのみの場合も届出が必要。



多面的機能支払交付金事業に係るお知らせ

農振白地区域（農用地区域外）の取扱基準を変更しましたのでお知らせします。

■変更前

圃場整備済みのほ場のみ対象とする。

■変更後

圃場整備が行われていなくても地域から申請があった場合は対象とする。（ただし、登記地目は田に限る。）

農業委員の交代のお知らせ



滝地区の農業委員である、矢野憲一氏の辞任に伴い、7月1日から同じく滝地区の小田全記（まさき）氏が農業委員に任命されたのでお知らせいたします。



編集後記

今年は例年より梅雨に入るのが遅く、明けるのも遅かったせいか、暑さが厳しかったように思います。

与謝野町の稲作は、5月に田植えをし、9月に稲刈りをするところが多いですが、機械化が進んだ現在でも、毎年、天候に左右されます。

昔から稲作と祭りは深い関わりがあり、春祭りは豊作を祈願し、秋祭りはその収穫に感謝します。今はその気持ちも薄れていますが、天候頼みであった昔は、祭りに込める気持ちが強かったのではないのでしょうか。

私の地元の神社でも毎年、春と秋には祭りが行われていますが、今年の秋祭りにはその意味を改めて感じながら参加しようと思います。



(廣野 伸一 委員)

広報編集委員

委員長 水口俊彦
副委員長 木村有紀子
委員 小田全記
委員 廣野伸一
委員 伊達幸男
委員 小田全記